

# 茨城県報 第300号

平成3年12月5日

木曜日

## 目次

### 規則

	ページ
●生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (社会福祉課) .....	1

### 告示

●身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定(障害福祉課) .....	2
●身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師からの内容変更の届出( " ) .....	4
●身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師からの指定辞退の届出( " ) .....	5
●更正医療を担当する医療機関の指定( " ) .....	6
●第二種大規模小売店舗に関する公示(2件)(商業振興課) .....	6
●米穀小売販売業の許可に係る指定区域等(流通園芸課) .....	7
●土地改良区の定款の変更の認可(農地管理課) .....	9
●土地改良区の解散の命令(2件)( " ) .....	9
●道路の区域の変更(道路維持課) .....	10
●都市計画事業の変更の認可(都市施設課) .....	10
●都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課) .....	11
●換地計画の適当決定(土地改良事務所) .....	11
●土地改良法に基づく換地処分( " ) .....	12
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事業所) .....	12

### 公告

●公共測量の終了(用地課) .....	12
●都市計画の図書の縦覧(4件)(都市計画課) .....	12
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課) .....	14
●道路の位置の指定( " ) .....	16

## 規則

### 茨城県規則第69号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(昭和36年茨城県規則第73号)の一部を次のように改正する。

別表 (8) 災害援護資金の表中「1,000,000円」を「1,500,000円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成3年9月26日から適用する。

## 告 示

### 茨城県告示第1310号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定する。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医師の指定

障害の種類	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしやく機能	耳鼻咽喉科	小松崎 安 美	三岳荘小松崎病院	下館市中館69-1	3.11.21
肢体不自由	整形外科, 内 科	泉 純一郎	三和整形外科内科	猿島郡三和町諸川 1184-1	"
"	脳神経外科	樋 口 修	秦 病 院	日立市鮎川町 2-8-16	"
"	内 科	花 栗 睦 和	回 春 荘 病 院	日立市大みか町 6-17-1	"
"	神 経 内 科	渡 邊 栄	筑波大字附属病院	つくば市天久保 2-1-1	"
"	外 科	奥 村 稔	日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2-1-1	"
"	整形外科	藤 咲 裕	筑波記念病院	つくば市要1187-299	"
"	胃腸科, 呼吸器科, 内科, 小児科, 循環器科	中 野 温	中 野 医 院	牛久市刈谷町3-96	"
"	内科, 外科, 整形外科, 泌尿器科	岡 俊 勝	廣 橋 第 一 病 院	北茨城市関南町 仁井田551	"

肢体不自由	脳神経外科	鈴木善作	白十字総合病院	鹿島郡神栖町賀2148	3.11.21
"	整形外科	鎌田利一	"	"	"
"	"	山崎芳子	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	"
"	脳神経外科	及川明博	"	"	"
"	内科, 神経科	内藤徹	美浦まきば病院	稲敷郡美浦村土屋1979	"
"	内科	大田雅嗣	荃崎病院	稲敷郡荃崎町天宝喜 714	"
"	整形外科	阿久津貢	守谷慶友病院	北相馬郡守谷町立沢 980-1	"
肢体不自由 ・ぼうこう 機能・直腸 機能	外科	西田進	小川町国民健康保 険白河診療所	東茨城郡小川町飯前 589-3	"
"	産婦人科, 内科, 泌尿器科	小埜清	玉里メディカルウ ィーメンズクリニ ック小埜医院	新治郡玉里村田木谷 169-3	"
心臓機能	内科, 循環器科	荷見源成	西山堂病院	常陸太田市木崎二町 937-11	"
"	循環器外科	平松祐司	筑波大学附属病院	つくば市天久保 2-1-1	"
"	"	軸屋智昭	"	"	"
"	循環器科	久賀圭祐	水戸中央病院	水戸市柳町1-15-1	"
"	内科	櫻庭みち子	猿島協同病院	猿島郡境町2190	"
"	"	行定公彦	"	"	"
"	"	浅井寿彦	豊和麗病院	猿島郡猿島町沓掛411	"
じん臓機能 ・ぼうこう 機能・直腸 機能	泌尿器科	樋之津史郎	猿島協同病院	猿島郡境町2190	"
呼吸器機能	外科	遠藤勝幸	日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2-1-1	"
"	内科 (呼吸器)	内藤隆志	筑波メディカル センター病院	つくば市天久保 1-3-1	"
"	内科, 消化器科	相川達也	相川内科病院	水戸市千波町212	"
"	内科	根本義勝	根本医院	久慈郡金砂郷村 久米230	"

呼吸器機能	内 科	中 島 章	あ き ら 医 院	鹿島郡神栖町息栖3879	3.11.21
ぼうこう機能・直腸機能	外 科	渡 辺 晃	秦 病 院	日立市鮎川町 2-8-16	"
小腸機能	内 科	平 井 信 二	日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2-1-1	"

## 茨城県告示第1311号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（昭和45年茨城県規則第10号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

内容変更

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
		医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	
肢体不自由	根 本 丘 宇 司	根本 医院	久慈郡金砂郷 村久米230	医療法人 根本 医院	久慈郡金砂郷 村久米230	3.9.10
"	細 川 於 菟 輔	日立製作所 多賀総合 病 院	日立市国分町 2-1-2	細 川 整 形 外 科	多賀郡十王町 東2-1-19	3.10.1
"	矢 吹 武	筑波大学 附属病院	つくば市天久 保2-1-1	西間木病院	取手市戸頭 1-8-21	3.2.1
心臓機能・ 呼吸器機能	渡 辺 晃	国立水戸 病 院	水戸市東原町 3-2-1	秦 病 院	日立市鮎川町 2-8-16	3.8.1
"	馬 場 良	猿島協同 病 院	猿島郡波崎町 松岡2190	馬 場 医 院	猿島郡五霞村 元栗橋7264	3.10.1
じん臓機能	中 村 日 出 子	筑波学園 病 院	つくば市上横 場2573-1	猿 島 協 同 病 院	猿島郡境町松 岡2190	3.7.1
ぼうこう機能・直腸機能	青 柳 啓 之	"	"	筑波メディ カルセンタ ー 病 院	つくば市天久 保1-3-1	3.4.1

茨城県告示第 1312 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

辞 退

種 目	診療科目	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞 年 月 退 日
聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしやく機能	耳鼻咽喉科	堀 内 康 治	㈱日立製作所 日立総合病院	日立市城南町 2-1-1	3.5.14
肢体不自由	整形外科	大 平 由 里 子	牛久愛和総合病院	牛久市猪子町 896	3.9.5
〃	産婦人科・ 内科・外科・ 小児科・皮 膚泌尿器科	小 埴 寛	小 埴 病 院	新治郡玉里村田木谷 169	2.12.10
〃	脳神経外科	八 塚 如	猿島赤十字病院	猿島郡総和町上辺見 1300-13	3.6.30
〃	〃	米 村 尚 晃	斉 藤 病 院	石岡市旭台 1-17-26	3.10.17
〃	整形外科	梶 野 明 英	白十字総合病院	鹿島郡神栖町賀 2148	3.7.31
心臓機能	内 科	高 橋 洋 二	㈱日立製作所 多賀総合病院	日立市国分町 2-1-2	3.9.20
ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能	外 科	岡 田 多 摩 男	秦 病 院	日立市鮎川町 2-8-16	3.7.31
肢体不自由	内 科	中 島 章	渡辺胃腸科外科 病 院	鹿島郡波崎町土合本町 2-9809-20	3.11.18



## 茨城県告示第1313号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

医療機関の名称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指定年月日
総合病院猿島協同病院	猿島郡境町2190	腎臓に関する医療	平成3年12月1日

## 茨城県告示第1314号

## 第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 届出者の氏名又は名称

緑 川 源 治

## 2 建物の名称及び所在地

メンズショップサム水戸店

水戸市見和3丁目180-1外

## 茨城県告示第1315号

## 第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 届出者の氏名又は名称

株式会社 セイブ

## 2 建物の名称及び所在地

株式会社 セイブ干波店

水戸市千波町北葉山 1762 外

## 茨城県告示第 1316 号

食糧管理法施行令（昭和 22 年政令第 330 号）第 5 条の 12 第 4 項第 2 号のロ及びハの規定により営業所、特定営業所及び販売所に係る米穀の小売業（以下「小売業」という。）の許可に係る指定区域を、食糧管理法施行規則（昭和 57 年農林水産省令第 1 号）第 56 条において準用する同規則第 53 条第 2 項の規定により小売業の許可定数を並びに食糧管理法の施行に関する件（昭和 57 年農林水産省告示第 67 号）六のロの 2、十四のロ及び十五のロの規定により小売業の許可を行う日、小売業の許可の申請期間及び小売業の買受け登録予約期間をそれぞれ次のように定めた。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 指定区域及び許可定数

営業所、特定営業所及び販売所に係る小売業許可の指定区域並びに許可定数

指 定 し た 区 域	営業所の許可定数	特 定 営 業 所 の 許 可 定 数	販売所の許可定数
水 戸 市 全 域		2	2
常 澄 村 "		1	
茨 城 町 "		1	
小 川 町 "		2	
美 野 里 町 "		2	
内 原 町 "		1	
友 部 町 "		6	
岩 間 町 "		1	
岩 瀬 町 "		2	
勝 田 市 "			5
瓜 連 町 "		2	
大 宮 町 "		2	
常 陸 太 田 市 真 弓 町		1	
常 陸 太 田 市 其 他 の 地 域		1	
日 立 市 全 域		10	3
十 王 町 "		1	
旭 村 "		1	
鉾 田 町 "		2	

大 洋 村 全 域		1	
大 野 村 "		2	
鹿 島 町 "		4	
神 栖 町 "	2	2	
波 崎 町 "		2	
潮 来 町 "		4	
北 浦 村 "		1	
玉 造 町 "		2	
竜ヶ崎 市 "	3	1	1
牛 久 市 "		3	
江 戸 崎 町 "		1	
美 浦 村 "		2	
阿 見 町 "		1	
東 村 "		2	
土 浦 市 "		2	
石 岡 市 "		2	
八 郷 町 "		3	
千 代 田 村 "		2	
つくば 市 "		10	3
伊 奈 町 "		1	
谷 和 原 村 "		1	
守 谷 町 "		4	2
関 城 町 "		2	
明 野 町 "		2	
大 和 村 "			1
協 和 町 "		3	
結 城 市 "		2	2
水 海 道 市 "		1	
八 千 代 町 "		2	2
石 下 町 "		2	2
岩 井 市 "	1	1	2



総 和 町 全 域		9	2
五 霞 村 “		2	
三 和 町 “		5	1
境 町 “		3	

2 小売業の許可を行う日

平成 4 年 2 月 10 日

3 小売業の許可の申請期間

平成 3 年 12 月 16 日から同年 12 月 25 日まで

4 買受け登録の予約期間

平成 3 年 12 月 9 日から同年 12 月 14 日まで

茨城県告示第 1317 号

平成 3 年 11 月 13 日付けで霞ヶ浦用水利地改良区から申請のあった定款変更を、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により平成 3 年 11 月 28 日認可した。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 1318 号

行方郡玉造町に事務所を置く、論山土地改良区については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 135 条第 1 項の規定により、平成 3 年 11 月 28 日付けで解散を命じたから、同法第 67 条第 3 項の規定により公示する。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 1319 号

鹿島郡銚田町に事務所を置く、舟木土地改良区については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 135 条第 1 項の規定により、平成 3 年 11 月 28 日付けで解散を命じたから、同法第 67 条第 3 項の規定により公示する。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 茨城県告示第1320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成3年12月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下入野水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市米沢町396番1から	旧	メートル 最大 8.7 最小 5.2	メートル 955.0	
		最大 47.0 最小 15.0	489.2	
水戸市笠原町245番地まで	新	最大 47.0 最小 15.0	489.2	水戸市へ旧道移管のための区域変更

## 茨城県告示第1321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画公園事業  
5・6・001 千波公園
- 3 事業施行期間 平成2年8月27日から平成10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成2年8月27日茨城県告示第1063号の事業地のうち千波町字千波山地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第1322号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 東茨城郡常北町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
常北都市計画下水道事業常北町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成3年12月5日から平成10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 な し
  - (2) 使用の部分 常北町大字石塚字杉合、字新町北側、字新町南側、字下宿西裏、字下宿西側、字下宿南側、字仲宿南側、字仲宿西側、字一丁目西側、字二丁目西側の全部  
〃 大字石塚字西片根、字池の内、字風隼前、字山王、字行人前、字雀喰、字佐久山、字靈源寺前、字上宿西側、字柳添、字雲姓寺、字雲姓寺内、字西横宿、字三丁目東側、字仲宿東側、字新町尻、字下宿東側、字一丁目東側、字二丁目東側、字三丁目西側、字上宿東側の各一部

茨城県告示第1323号

茎崎村外五ヶ町村土地改良区から平成3年10月11日付けで認可申請のあった八間地区の換地計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により平成3年11月25日適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成3年12月5日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成3年12月11日から平成4年1月13日まで
- 3 縦覧の場所  
竜ヶ崎市役所

**茨城県告示第1324号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営干拓第事業荖崎西第二換地区に係る換地処分をした。

平成3年12月5日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

**茨城県告示第1325号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業恋瀬川左岸地区第4換地区に係る換地処分をした。

平成3年12月5日

茨城県石岡台地土地改良事業所長 大 澤 邦 雄

---

**公 告**

---

**●公共測量の終了**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 常 澄 村
- 2 作 業 種 類 公 共 測 量 (現況図作成)
- 3 作 業 終 了 日 平 成 3 年 11 月 20 日
- 4 作 業 地 域 常 澄 村 東 前 第 4 地 区

**●都市計画の図書の縦覧**

岩井・境都市計画下水道の決定に伴い、猿島町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を定める土地の区域  
茨城県猿島郡猿島町大字沓掛字遠神及び字西郷の全部  
大字沓掛字赤木、字西村、字小山、字西浦、字神明、字松山、字三井、字道久及び字向原の各一部
- 2 縦 覧 場 所 茨 城 県 土 木 部 都 市 計 画 課、猿 島 町 役 場

岩井・境都市計画道路の変更に伴い、岩井市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

3・5・25 岩井勘助新田線

岩井市大字岩井字城合、坂の下、坂下、ガケ下、東妻、芝原、水ノ下の各一部

辺田字御林、御林下、北ノ下の各一部

幸田字箕輪、相前、中坪、芝山、道祖神、南開、谷津台、新田台の各一部

幸田新田字須崎、新田台、根割の各一部

勘助新田字橋向の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課、岩井市役所

~~~~~

下館・結城都市計画下水道の変更に伴い、下館市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

下館公共下水道

追加する部分

下館市大字中館字八幡西、字八幡東、字丸山、字中道東、字観音下、字根田の一部、字松下の一部、字下欠の一部、大字岡芹字八丁の一部、字根田の一部、字上田、大字布川字福塚の一部、字折戸の一部、字田河内の一部、大字女方字北原新田の一部、字砂田の一部、字西海の一部

変更する部分

下館市大字女方字砂田の一部、字西海の一部、大字布川字福塚の一部、字折戸の一部、大字下川島字本宿北の一部、字上宿の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課、下館市役所

~~~~~

岩井・境都市計画下水道の変更に伴い、五霞村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

五霞村公共下水道

追加する部分

五霞村大字元栗橋字二重堤、大門、浮戸、真福寺、幸谷前、橋向、坂間、切通、長命、八島、  
仲沖、字継内、内並木、田端の一部  
大字新幸谷字辻屋、香取前の一部  
大字小手指字西原、川田内、川田前、堀ノ内、猪塚、中原の一部

削除する部分

五霞村原宿台 2 丁目、3 丁目、大字元栗橋字押出

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課、五霞村役場

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字尾崎字寺野 2 0 0 8 番 2、同番 4、同番 6、同番 7、同番 8、同番 9、2 0  
7 1 番 2、2 0 3 0 番

2 事業主の住所及び氏名

東京都墨田区向島 3 丁目 29 番 13 号

株式会社 結 城

代表取締役 浅 川 詔 吾

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市薮打字善孝 1 5 6 8 番 1、同番 2

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 1 号

共同石油株式会社

代表取締役 長 島 一 成

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 3 年 12 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡大宮町大字若林字腰巻505番, 528番, 535番1, 同番2, 同番3, 536番, 537番, 538番1, 同番2, 549番, 595番, 596番1, 597番, 611番, 612番, 613番1, 615番, 616番, 631番, 632番, 633番, 634番, 635番, 653番1, 同番2, 大字若林字三反町524番, 527番, 大字若林字愛宕谷ツ599番, 600番, 601番1, 同番2, 603番1, 同番2, 604番1, 同番2, 同番3, 605番, 606番, 607番, 608番, 609番, 610番, 875番, 大字若林字愛宕山866番, 867番, 870番, 871番1, 872番, 873番, 874番, 876番1, 同番2, 同番3, 877番, 大宮町大字石澤字広見330番3, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 331番, 332番, 333番, 334番, 335番, 336番1, 同番2, 同番3, 同番4, 337番1, 同番2, 同番3, 同番4, 338番, 339番, 同番1, 同番2, 341番, 342番1, 同番2, 343番1, 同番2, 同番3, 345番, 346番, 347番, 348番1, 同番2, 同番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 351番, 352番, 353番1, 同番2, 同番3, 大字石澤字権現平363番, 366番, 368番, 371番, 372番, 373番, 大字石澤字地蔵374番, 376番, 377番1, 同番2, 378番, 380番1, 同番2, 382番, 383番1, 同番2, 384番, 385番, 386番, 同番1, 387番, 388番, 389番, 391番, 396番, 397番, 398番, 同番1, 399番, 400番, 401番1, 同番2, 402番, 同番1, 同番2, 403番, 404番, 405番, 406番, 同番1, 411番, 419番, 大字石澤字石倉428番1, 437番1, 大字石澤字熊野石2017番, 2018番, 2019番, 2020番, 2021番1, 同番2, 2022番, 2023番, 2024番, 2025番, 2026番, 2027番1, 同番2, 2028番1, 同番2, 2029番, 2030番, 2031番, 2032番, 2033番, 2034番, 2035番, 2036番, 2037番1, 同番2, 2038番1, 同番2, 同番3, 2039番, 2040番, 2041番, 2042番1, 同番2, 2043番1, 同番2, 2044番, 2045番1, 同番2, 2046番, 2047番1, 同番2, 2048番, 2049番, 2050番, 2051番, 2054番, 2055番, 2057番, 2060番1, 同番2, 2062番, 2069番, 2070番1, 同番2, 同番3, 2071番

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区神田和泉町1番地6

常総観光株式会社

代表取締役 森 田 明 環

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字岡田字館出し548番3, 554番, 555番, 562番, 563番, 573番1, 同番2, 大字国生字芝原1418番1, 同番2, 1419番1, 同番2, 1413番1, 1415番, 大字国生字古舎1420番1, 同番2, 同番3, 同番5

## 2 事業主の住所及び氏名

神奈川県横浜市港北区箕輪町2丁目6番7号

日吉工業株式会社

代表取締役 頼 省 三

## ●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成3年12月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指令 第1728号	3.11.26	株式会社 シンタク	土浦市港町3丁目13番2号	石岡市大字石岡字只砂 2635-86, 2635-88, 2635-90, 2635-91	メートル 4.25 ┆ 7.25	メートル 23.84

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
休日の場合は繰下発行）（金 2,300円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)